

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
福津市	津屋崎地区（宮司、在自、大石、勝浦松原、塩浜、末広、渡、生家、奴山、西東、須多田、桂区、津屋崎、梅津）	令和2年3月27日	令和4年6月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	594 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	374 h a
③アンケート調査等に回答した地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	75 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	65 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	91 h a

2 対象地区の課題

アンケート調査に回答した耕作者の耕作面積のうち、70歳以上の農業者の耕作面積が占める割合はそれほど高くないが、その中で後継者がいない農業者の割合は高い。その一方で、比較的若い世代が大規模化を図っており、新規に就農する農業者も出ている。今後、更に新規就農の支援や中心経営体の育成を行い、中心経営体が円滑に規模拡大を進められるよう、取り組んでいく。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮司の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体等が担っている。宅地化が進んでおり、これ以上の農地の集約化は難しい。
在自の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体及び認定農業者法人1経営体が担っている。さらに農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。
大石の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体及び認定農業者法人1経営体、認定新規就農者2経営体が担っている。新規就農者に対し、農地中間管理事業を使って農地の集約化を図っている。今後、さらに同事業を活用して農地の集約化を図っていく。
勝浦松原の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体及び認定農業者法人1経営体が担っている。現在圃場整備の検討が行われており、農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。
塩浜の農地利用は、中心経営体である認定農業者14経営体及び認定農業者法人1経営体、認定新規就農者1経営体等が担っている。最近圃場整備をした浜田地区では、農地中間管理事業を活発に活用している。その他の地区については、現在圃場整備の検討が行われている。
末広の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体及び認定農業者法人2経営体、認定新規就農者1経営体等が担っている。農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。
渡の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体及び認定農業者法人1経営体が担っている。農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。
生家の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体が担っている。地域の土地利用型農家が法人化する予定で、積極的に農地中間管理事業を活用し、農地の集約化を図っていく。
奴山の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体及び認定農業者法人1経営体等が担っている。現在、地域の中心経営体である園芸農家が、土地利用型農家へ経営転換し、農地中間管理事業を活用し、農地の集約化を図っていく。
西東の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担っており、農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。

須多田の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体及び認定農業者法人1経営体が担っている。経営移譲がうまく行われており、大規模農家による農地の集約化が図られている。

桂区の農地利用は、中心経営体である認定農業者13経営体及び認定農業者法人1経営体、認定新規就農者1経営体等が担っている。現在圃場整備の検討が行われており、農地中間管理事業の活用を促進し、さらに農地の集約化を図っていく。

津屋崎の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体及び認定農業者法人2経営体等が担っている。宅地が介在しており、広い面積の農地は少ないが、そこは既に集約化されているため、これ以上の農地の集約化は難しい。

梅津の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担っており、農地中間管理事業の活用を促進し、農地の集約化を図っていく。

(参考) 中心経営体 (津屋崎地区合計)

農業者数	現状	今後の農地の引受けの意向
52人 (うち認定農業者/法人含む 44人) (うち認定新規就農者 0人)	356.1ha	447.1ha